

豊川市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、震災に強いまちづくりを促進するため、旧基準木造住宅の所有者が行う段階的耐震改修工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する豊川市木造住宅段階的耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 - ア 市内にある木造の住宅で、在来軸組構法及び伝統構法による一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - ウ 階数は2階建て以下のものであること。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 豊川市が実施する無料耐震診断
 - イ (財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ (一財)日本建築防災協会による「住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による判定値
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次のア及びイの順序により行う工事をいう。
 - ア 一段目耐震改修工事 第2号アにおいて判定値が0.7未満又は第2号イにおいて得点が60点以下と診断された旧基準住宅について、その判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。
 - イ 二段目耐震改修工事 アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、その判定値を1.0以上とする工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 第2条第2号に規定する住宅耐震診断において、同号アの判定値が0.7未満又は同号イの得点が60点以下と診断されていること。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる旧基準木造住宅を所有する者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、第2条第5号ア及びイに規定する工事（別表1に定める耐震補強工事を行うものに限る。）とする。

2 前項の補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。

- (1) 改訂愛知県住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- (2) (一財)日本建築防災協会発行「住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による判定値

(補助金の額)

第6条 1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり）の補助金の額及び対象経費は、別表2のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に着手する前に、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産所有証明書
- (2) 住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (3) 次に掲げる書類を備えた耐震補強工事計画書（一段目改修時は、判定値を0.7以上とするものとし、二段目改修時は、判定値を1.0以上とするものとする。）

ア 案内図、平面図

イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定（建築士の記名のあるものに限る。一段目改修時に判定値を1.0以上とするものも合わせて提出すること。）

- (4) 耐震補強工事費等見積書（補強工事等を別表1に掲げる区分ごと及び補強工事以外の部分に分けたものに限る。）
- (5) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交付変更申請書（様式第3号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものを除く。）
- （2） 補助金の額の変更
- （3） 申請者の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定した場合は、交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の工事着手）

第10条 補助対象工事の着手は、交付決定通知を受けた後に行わなければならない。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- （3） 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助事業の中止）

第12条 補助対象者は、補助事業を中止しようとするときは、前条に定める完了実績報告書を提出する前までに、事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、第11条の完了実績報告書を受理した場合は、内容を審査し、補助金の額を確定したときは、その旨を補助対象者に確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件や、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに、完了実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条・第 5 条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要 耐力（ Q_r ）を低減さ せることを目的とした 工事	・ 地盤改良工事		・ 屋根工事 ・ 木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの 及び床面積を減ずるもの） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去 工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を 向上させることを目的 とした工事	・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事（土工事を 含む）		・ 仮設工事及び既設部分の撤去 工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左 官・内外装・建具・塗装・建築設備 の工事）
総合判定において劣化 度（ D ）の評価を向上 させることを目的とし た工事			・ 木造躯体工事 （劣化部材の取替え） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去 工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左 官・内外装・建具・塗装・建築設備 の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能 を向上させるものとし て市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上さ せる工事に附帯するものとして 市長が認める工事

別表 2（第 6 条関係）

補助対象経費	第 5 条に規定する工事に要する経費
1 戸当たりの耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 ア 一段目耐震改修工事にあつては （1）改修設計費の 3 分の 2 の額（上限 1 0 万円） （2）耐震補強工事費の額（付帯工事費を含む。上限 5 0 万円） イ 二段目耐震改修工事にあつては （1）工事監理費の 3 分の 2 の額（ア(1)の助成額と合計して 1 0 万円を超えない額を限度とする。） （2）耐震補強工事費の 2 3 % の額（上限 3 0 万円） （3）付帯工事費の額（上限 3 0 万円。上限 3 0 万円に満たないときは、(2)とア(2)の合計の助成額と合わせて 8 0 万円を超えない額を限度とする。） （4）上乗せ補助 上限 9 0 万円（補助対象経費の額が 9 0 万円に満たないときは、補助対象経費の額）からア及びイの(1)から(3)までの合計額を差し引いた額 （5）租税特別措置法第 4 1 条 1 9 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
1 戸当たりの補助金の交付金額	ア 一段目耐震改修工事にあつては上欄アの助成額 イ 二段目耐震改修工事にあつては上欄イの助成額から、(5)の額を差し引いた額